

北海道中山間地域等直接支払制度検討会開催要領

平成30年6月7日付け農設第127号北海道農政部長通知

第1 目的

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する目的で実施している中山間地域等直接支払については、今後とも広く国民の理解を求めていくことが必要であり、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第1の3の規定に基づく第三者機関として「北海道中山間地域等直接支払制度検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

第2 議題

検討会の議題は、次のとおりとする。

- 1 中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の毎年度の実行状況の点検
- 2 交付金による取組の評価
- 3 国の第三者機関に提出するデータに基づく特認基準の妥当性についての検討
- 4 その他、事業の推進に必要な事項

第3 構成

- 1 検討会の構成員は、7名程度とする。
- 2 構成員は、学識経験を有する者又は非農業部門に係る団体等の代表者等の中から北海道農政部長が選定する。

第4 運営

- 1 検討会は、必要に応じて北海道農政部長が開催する。
- 2 検討会に議事進行役としての座長を置き、構成員の中から北海道農政部長が指名する。
- 3 北海道農政部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

- 1 検討会の事務局は、農政部農村振興局農村設計課に置く。
- 2 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、北海道農政部長が定める。